

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第596号

令和6年7月26日

少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達）

見出しのことについては、「少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達）」（令和元年5月13日付け熊少第242号。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、警察庁から別添のとおり通達がなされたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。